

八雲町農業委員会
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 2 月 28 日
八雲町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

本町においては、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、対策を強化する必要がある。

農業者は、地域の特性を活かした農産物の品質向上や生産コストの低減、販路拡大等、農業経営の安定を図る取り組みを鋭意進めている。

その一方で、農業者の高齢化と後継者不足が深刻な状況にあり、農業者の減少と遊休農地の増加が懸念されていることから、新規就農の促進や担い手への農地の利用集積、遊休農地の発生防止・解消に取り組むため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員の活動により農地等の利用の最適化が促進されるよう、八雲町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する八雲町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期

的な 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である 3 年ごとに、検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 4 年 4 月)	6, 5 8 0 ha	4. 0 ha	0. 0 6 %
3 年後の目標 (令和 7 年 4 月)	6, 5 5 0 ha	1. 6 ha	0. 0 2 %
目 標 (令和 9 年 4 月)	6, 5 4 0 ha	0. 0 ha	0. 0 0 %

※ 1 管内の農地は、当指針の作成時点で最新の耕地および作付面積統計における耕地面積を記入している。

【目標設定の考え方】

本町の遊休農地の割合は令和 4 年 4 月現在で 0. 0 6 % と、1 % 未満となっている。今後も解消と発生防止に努め、令和 9 年 4 月までにすべての遊休農地を解消することを目標とする。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査を実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は速やかに「農業委員サポートシステム」に反映する。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地の「非農地判断」について、協議、検討し、守るべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	6, 580 ha	5, 558 ha	84.46%
3年後の目標 (令和7年4月)	6, 550 ha	5, 567 ha	85.00%
目 標 (令和9年4月)	6, 540 ha	5, 591 ha	85.50%

【目標設定の考え方】

本町の担い手への農地の利用集積率は、令和4年4月現在で84.46%となっているが、今後5年間で担い手への農地の利用集積率を85.5%まで引き上げることを目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和4年4月)	1 9 3 戸 (1 2 7 戸)	1 4 6 経営体	6 経営体	0 経営体	0 団体
3年後の目標 (令和7年4月)	1 8 8 戸 (1 2 4 戸)	1 4 2 経営体	9 経営体	0 経営体	0 団体
目 標 (令和9年4月)	1 8 3 戸 (1 2 1 戸)	1 3 8 経営体	1 2 経営体	0 経営体	0 団体

※1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、「地域計画」等の見直しに活用する。

※2 総農家数（うち主業農家数）」は、2020年農業センサスの記入している。

※3 目標の数値は市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農業者等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等のリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討する等、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定等について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

今後、農地の所有者等を確知することができない農地が発生した場合には、公示手続きを経て農地中間管理機構と通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年4月)	8人 (125.3ha)
3年後の目標 (令和7年4月)	6人 (30.0ha)
目 標 (令和9年4月)	10人 (50.0ha)

※現状の新規参入者数及び所得面積は、過去5年（平成29年度から令和3年度）の実績
令和7年4月の目標は令和4年度から令和6年度の3年間の目標数値
令和9年4月の目標は令和4年度から令和8年度の5年間の目標数値

【目標設定の考え方】

新規参入については、平成28年度から令和3年度までの実績が8名であった現状を踏まえ、年間2名の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収取に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 企業参入の促進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３「地域計画」の目標を達成するための役割

八雲町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、八雲町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力